

原付・二輪・小型特殊自動車等の税額表

種別	総排気量	定格出力	葛飾区ナンバーのプレート色	税額	
原動機付自転車	第一種	50cc以下	0.60kw以下	白色	2,000円
	第二種乙	50cc超 90cc以下	0.60kw超 0.80kw以下	黄色	2,000円
	第二種甲	90cc超 125cc以下	0.80kw超 1.00kw以下	桃色	2,400円
	ミニカー	20cc超 50cc以下	0.25kw超 0.60kw以下	水色	3,700円
二輪の軽自動車 (三輪以上のトライクなど)	125cc超 250cc以下 (50cc超 250cc以下)	1.00kw超 ¹ (0.60kw超)	-	3,600円	
二輪の小型自動車	250cc超	-	-	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	速度35km/h未満 排気量及び定格出力制限無 大きさ制限無	緑色	2,400円	
	その他(フォークリフトなど)	速度15km/h以下 排気量及び定格出力制限無 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下	緑色	5,900円	
雪上用	専ら雪上を走行するもの	-	-	3,600円	
二輪の被けん引車(ボートトレーラーなど)	-	-	-	3,600円	

※総排気量50cc(定格出力0.6kw)を超える三輪以上のバイクは、二輪の軽自動車に該当します。

継続検査用(車検用)の納税証明書がすぐ必要な方は、金融機関、コンビニ、区役所、区民事務所、区民サービスコーナーでご納付ください。

★トラック等で街中を巡回して車両を回収する業者の中には、「区役所で廃車申告の手続きを行う」旨を言って回収しても、廃車申告を行われないことがあります。ご注意ください。

・葛飾区ナンバーの廃車申告は、郵送でも受付しております。
 手続方法は、葛飾区ホームページ又は右記の<お問い合わせ先>にご確認ください。

三輪以上の軽自動車の税額表

			重課税額	軽課税額 (グリーン化特例)	
(軽三輪・軽四輪)	初度検査年月が H.27年3月までの 車両	初度検査年月が H.27年4月以降の 車両	初度検査から 13年経過した車両	初度検査翌年度 の税額が軽減さ れます。 (1回のみ)	
	(1)	(1)'	重課対象外の車両は 「下記の▶印」を ご参照ください。		
軽四輪 (総排気量 660cc以下)	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽三輪(総排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	燃費性能や車種により、 概ね25%・50%・ 75%軽減されます。

●三輪以上の軽自動車の重課・軽課について

- 上記の「三輪以上の軽自動車」の税額表のとおり、「初度検査年月」や「燃費性能」等で、税額が異なります。初度検査年月が「令和4年4月～令和5年3月」のうち「燃費性能等が良い」車両は、令和5年度の税額が軽減されます。(グリーン化特例)



重課対象外の車両

電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド・被けん引車の6車種については、初度検査から13年経過しても(1)又は(1)'の税額のままです。

<お問い合わせ先> 葛飾区役所 税務課 収納管理係

- ・電話【直通】03-5654-8201
- ・電話【代表】03-3695-1111 【内線】3275・3276・3278・3279・3295